

## 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の改正について

## 1. 改正理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正(平成22年5月19日公布、平成23年4月1日施行)に伴い、廃棄物処理施設の定期検査及び熱回収の機能を有する廃棄物処理施設の設置者に係る認定等の申請に対して徴収する手数料の額を定める。

## 2. 改正内容

申請手数料の新設

廃棄物処理施設の定期検査	33,000円
熱回収の機能を有する廃棄物処理施設の設置者に係る認定	33,000円
熱回収の機能を有する廃棄物処理施設の設置者に係る認定の更新	20,000円

## 3. スケジュール

3月議会に議案を提出し、4月1日から施行予定である。